

平成 30 年度 第 1 回八戸市地域包括支援センター運営協議会 議事録

- 日 時 平成 30 年 7 月 24 日（火）13 時 30 分から 14 時 25 分まで
- 場 所 市庁本館 3 階 議会第一委員会室
- 出席委員 工藤 清太郎 会長、李澤 隆聖 副会長、松川 充 委員、蒔田 増美 委員、古戸 良一 委員、中村 かつる 委員
※小柳 達也 委員、高淵 壽男 委員は欠席
- 事務局 福祉部長兼福祉事務所長、福祉部次長兼障がい福祉課長、高齡福祉課職員

次第 1. 開 会

■司会（高齡福祉グループリーダー）

ただ今より、平成 30 年度 第 1 回 八戸市地域包括支援センター運営協議会を開会いたします。

本日は小柳委員、高淵委員が欠席となっております。

工藤会長は遅れてご出席いただける予定となっております。委員 8 名中過半数の出席となっておりますことから「八戸市地域包括支援センター運営協議会設置要綱」第 7 条のとおり、会議が成立することをご報告いたします。

それでは、議事に入りますので、ここからは副会長に進行をお願いいたします。

次第 2. 議事

■副会長

皆様、本日はお忙しいところご出席くださりまして、ありがとうございます。

これより、議事に入らせていただきます。

本日は、事務局より 6 件の議事が提出されております。はじめに、(1)平成 29 年度 地域包括支援センター事業報告について、事務局より説明をお願いいたします。

(1) 平成 29 年度 地域包括支援センター事業報告について

■事務局

それでは、平成 29 年度地域包括支援センター事業報告について、ご説明いたします。座って説明させていただきます。委員の皆様には、資料を事前に配付させていただいておりますので、ポイントを絞ってご説明いたします。

資料 1 の 1 ページをお開きください。

『1. 地域包括支援センター運営協議会』は、平成 29 年度は 2 回開催し、7 月には包括外部委託について、1 月には選考結果の報告をさせていただきました。内容をご覧のとおりとなります。

次に『2. 総合相談支援業務』の(1)は、地域包括支援センター及びサブセンター 9 か所が対応している総合相談の件数となります。

平成 29 年度はサブセンターでの相談が増加しております。これは、サブセンターが地域の身近な相談窓口として周知されてきたことによると考えられます。相談内容の内訳では、「介護保険等のサービス利用に関する相談」や「一人暮らし」、「認知症」に関する相談が上位を占めております。

次に2ページをお開きください。

相談者としては家族からの相談が多く、ついで、本人、医療機関、ケアマネジャーの順となっております。1ページの相談種別件数は、相談後の連絡調整の件数も含めているため、2ページの相談者内訳の件数より多くなっております。

『(2)困難及び虐待対応回数』については、表のとおりとなっております。

この中で、家族、介護支援専門員、福祉サービス事業者などが参加する多職種会議は、前年度の約1.4倍となっておりますが、その要因として、高齢者のみならず、家族も精神疾患、経済困難といった問題を抱えている事例が多いことが考えられます。

『(3)高齢者見守りネットワーク事業』についてですが、①の活動の普及・啓発のほか、②の見守りネットワーク連絡会として、町内単位での見守りの立ち上げ支援を行っており、設置町内は昨年度1町内増え、35町内となっております。

『3. 権利擁護事業』の『(1)成年後見制度の相談件数』ですが、平成29年度は市包括で134件、サブセンター86件と合わせて220件となり、昨年度より60件増えております。市長申し立てについては、平成29年度は21件行っております。

次に3ページをご覧ください。

『(2)高齢者虐待の取組状況』ですが、虐待の新規の相談件数は平成29年度が51件となっており、そのうち、疑いを含む33件が虐待件数となっております。33件の支援状況については、右側の表のとおりとなります。八戸市における養護者による高齢者虐待の特徴ですが、虐待の種別としては、心理的、身体的虐待のケースが多くなっております。被虐待者は女性が多く、年齢的には70代前半と80代前半がやや多く、虐待をしていた養護者は、夫及び息子によるものが8割以上を占めております。また、要因としましては、認知症や介護負担によるものが多いことが特徴としてあげられます。

『(3)八戸市高齢者・障がい者虐待対策ケース会議』ですが、必要な案件があった場合に開催しております。

次に4ページをお開きください。

『(4)啓発活動』ですが、例年どおり年1回、高齢者虐待防止研修会を実施しております。内容等については、資料のとおりとなります。また、研修会のほかに適宜、パンフレットの配布なども行っております。

『(5)市民後見推進事業』についてですが、八戸市では、平成23年度と平成28年度に市民後見人養成研修を実施し、平成29年度4月現在、市民後見人候補者の登録者数は21人となっております。

『①八戸市市民後見推進協議会』は3回開催し、審議内容は表に記載のとおりとなります。また、家庭裁判所から市民後見人候補者の推薦依頼があった際に、協議会で会議を行います。平成29年度は新たに4人の市民後見人候補者を家庭裁判所に推薦し、現在6人の市民後見人が活動しております。

『②八戸市市民後見人フォローアップ研修会』は、市に登録している市民後見人候補者を対象に毎年実施しているもので、表のとおり、講義、演習等を行っております。

次に5ページをご覧ください。

『4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務』についてですが、『(1)包括的支援事業研修会』は介護支援専門員等を対象とし、例年どおり3回実施しております。

『(2)地域ケアマネジメント事例学習会』ですが、資料に記載のとおり、市内の事業所を4チームに分け、計8回開催しております。

次に6ページをお開きください。

『(3)地域ケア個別会議』は6回開催し、地域を支える方々や関係機関の方々に出席いただき、高齢者を支援するネットワークの構築を図るとともに、地域の課題について話し合っております。

『(4)介護支援専門員に対する個別支援』については、市包括とサブセンターと合わせて188件の相談を受けております。相談対象者の介護度や内容、対応については資料に記載のとおりとなります。

次に7ページをご覧ください。

『5. 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務』ですが、(1)は月別要支援等の認定者数、(2)は給付管理数となっております。認定を受けてもサービスを利用しない方もいらっしゃいますので、サービス利用者を対象者とした給付管理数は認定者数より少なくなっております。

7 ページ下段から 8 ページをご覧ください。

『6. 在宅医療・介護連携推進事業』についてですが、『(1)八戸市医療・介護関係者多職種連携研修会』と、『(2)八戸市医療と介護の多職種連携意見交換会』は資料に記載のとおり開催しております。

次に 8 ページから 9 ページをご覧ください。

『7. 認知症施策の推進』についてですが、『(1)認知症地域支援推進員』は保健師 3 人、社会福祉士 2 人の 5 人を配置しており、認知症施策の推進役を担っております。

『(2)八戸市認知症ケアパス作成・配布』についてですが、「八戸市認知症ケアパス・認知症たすけるすけ」を市ホームページへ掲載、職能団体、公共施設やスーパー等 951 か所に設置し、普及啓発を行っております。

『(3)認知症初期集中支援事業』についてですが、平成 29 年 10 月に認知症初期集中支援チームを地域包括支援センター内に設置し、①普及啓発活動、②チーム活動、③チーム員会議、④チーム検討会を行っております。

『(4)高齢者福祉合同研修会』についてですが、八戸市及び近隣 7 町村と合同で認知症施策に関連したテーマで研修会を開催しております。平成 29 年度は「地域における認知症ケア研修 若年性認知症について」をテーマに研修会を開催し、市町村職員、居宅介護支援事業所職員及び介護保険サービス事業所職員など 116 人が参加しております。

『8. 生活支援サービスの体制整備』では、『(1)八戸市生活支援体制整備推進協議会』を平成 29 年 4 月 1 日に設置し、高齢者の生活支援体制整備事業の推進に関する検討を 3 回行っております。

『(2)住み慣れた地域での生活を考えるワークショップ』では、住民、大学生、福祉施設等の職員が参加するワークショップを 3 回実施しております。

10 ページをお開きください。

続きまして、『9. 介護予防事業』の『(1)通所型及び訪問型介護予防事業の利用状況』についてですが、表の人数は実人数となっており、運動機能向上及び認知症予防の参加者は、ほぼ横ばいとなっております。

次に、『(2)地域回想法による介護予防推進事業』についてですが、平成 29 年度は 2 地区で実施しております。

『10. 家族介護支援事業』の『(1)キャラバン・メイトの支援及び認知症サポーター養成講座』についてですが、『①キャラバン・メイトの支援』として、「高齢期の服薬知識～認知症薬との関係～」をテーマにフォローアップ研修会を開催しております。また、八戸市内 65 人のキャラバン・メイトがボランティア活動保険に加入し、活動していただいております。

次に 11 ページをご覧ください。

『②認知症サポーター養成数』ですが、平成 29 年度末で 16,125 人となっております。

平成 29 年度の認知症サポーター養成講座の特徴としては、一般住民、学生のサポーターが増えております。また、学校での講座は全てキャラバン・メイトが企画・開催し、講座全体の 43%を自主的に企画・開催しております。

『(2)認知症フォーラム』についてですが、平成 22 年度から実施しており、平成 29 年度は「今、八戸で進んでいること～医師からのメッセージ～」 「認知症と車の運転を考える」をテーマに、講演会や認知症カフェの紹介、家族の会の活動紹介、成年後見制度の紹介などを行っております。

12 ページをお開きください。

『(3)八戸市あんしんカード事業』についてですが、認知症などにより、徘徊のおそれのある方を事前に登録するもので、平成 29 年度からは八戸圏域連携中枢都市圏の事業として、八戸市を含む 8 市町村で実施しており、平成 29 年度末現在、273 人の方が登録しております。

す。

『11. その他』については、ご覧のとおりとなります。

次に 13 ページをご覧ください。

『12. 高齢者保健福祉サービスに関する啓発活動』となっております。

次に 14 ページをお開きください。

『13. サブセンター・在宅介護支援センター推進事業実績』となっております。

15 ページをご覧ください。

『14. サブセンター・在宅介護支援センター推進事業に関する自己評価』で、資料のとおりとなっております。

以上で平成 29 年度の事業報告を終わらせていただきます。

■副会長

ただ今の説明に対し、ご意見・ご質問はありませんか。

私から 1 つよろしいでしょうか。

資料 2 ページの成年後見制度についてですが、市長申立て件数が平成 28 年度と昨年度を比較すると 7 倍に増えています。様々な理由があるかと思いますが、要因をご説明いただけますか。

■事務局

相談者を見ますと、今まで相談を受けておりました精神科病院の相談員やケアマネジャーに加え、高齢者支援センターの前身となる地域包括支援センターサブセンターや平成 28 年度に設置いたしました成年後見センターからの相談が増えており、このことが 7 倍の件数になった要因と考えております。

■副会長

ありがとうございました。他にございませんでしょうか。

■委員

私は認知症サポーター養成講座を受講してオレンジリングをもらい、ボランティアとして高齢者の教室にいくつか参加していますが、その後、勉強会のようなフォローもないことから、受講者の皆さんの多くはオレンジリングを活用する機会が少ないのではないかと感じております。そのようなこともあり、居住地域の高齢者支援センターえがおに相談に行きまして、介護予防教室を年間何回か開催するように打合せをしています。このような介護予防教室を通じて、認知症サポーター養成講座の受講者が勉強しなおしたり、高齢者の皆さんが介護保険を利用しなくても生活できたりするようになればいいと考えております。そして、各地域でボランティアの皆さんが活躍できる環境が整備され、地域の枠を超えてネットワークが構築されることが、常々理想だと考えています。また、認知症サポーター養成講座を見ると、男性の参加者が少ないことを疑問に思っております。

■副会長

高齢者支援センターが核となって様々なネットワークが構築され、委員がおっしゃるような取組が進められることが、認知症サポーターやキャラバン・メイトの本来のあり方であると考えます。事務局には、各地区の高齢者支援センターに委員のご意見をお伝えいただければと思います。

■事務局

認知症サポーター養成講座についてですが、これまでは認知症サポーターを増やすことに重点を置いて取組を進めて参りましたが、委員がおっしゃるとおり、これからは受講された皆さんにどのように活躍していただくかが取組を進めていく上でのポイントであると考えております。私どもといたしましても、どのように活躍していただくかを検討しているところでございます。男性の参加者が少ない点につきましては、平日の夕方や週末に開催した際には男性の受講者もいらっしゃいましたので、講座の開催時間が勤務時間と重なる平日の日中であったことが 1 つの要因ではないかと考えております。

■副会長

他になれば、平成 29 年度の事業報告について、了承することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

■副会長

ありがとうございます。それでは平成 29 年度の事業報告について了承することといたします。

(会長入室)

■副会長

それでは、会長がお越しになりましたので、ここからの進行は工藤会長にお願いしたいと思います。

(2) 平成 30 年度 地域包括支援センター事業計画について

■会長

次に、(2)平成 30 年度地域包括支援センター事業計画について、事務局より説明をお願いいたします。

■事務局

それでは、平成 30 年度地域包括支援センター事業計画についてご説明いたします。

資料 2 の 1 ページをご覧ください。

まず、『1. 平成 30 年度 地域包括支援センターの体制』についてですが、『(1)設置概要』にありますように、今年度 4 月に高齢福祉課内に基幹型の地域包括支援センター 1 か所と、外部委託による委託型の高齢者支援センター 12 か所の設置となります。

八戸市内には 12 の日常生活圏域がございますので、介護や福祉に関する相談や介護予防事業、地域に密着した活動やネットワーク構築の促進等、地域における高齢者へのきめ細かな支援等が可能となる体制となります。各圏域を担当する高齢者支援センターにつきましても、本日配付しておりますお手元の高齢者支援センターのリーフレットをご覧ください。

『(2)職員配置状況』ですが、職員数は非常勤職員を含め 75 人となっております。

今年度は、機能強化を図るため、人員体制を強化した配置としたことから、昨年度よりも職員数が増えております。

次に 2 ページをお開きください。

こちらは担当地区の分担表となっております。地域包括支援センター及び高齢者支援センターを 3 チームに分け、市内全域をカバーしております。

次に今年度の事業計画について説明いたします。3 ページをご覧ください。

『1. 目的』ですが、高齢者が可能な限り地域において自立した生活を営むことができるよう、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することとしております。

『2. 目標』及び『3. 基本機能』につきましては、資料に記載されているとおり 5 つの目標及び 8 つの基本機能に基づき実施してまいります。

『4. 事業実施計画』ですが、『(1)共通の基盤事業』は地域包括支援センターの活動の基盤となるネットワーク構築を目的とするもので、①及び②のとおりとなります。

『(2)包括的支援事業』の『1) 総合相談支援業務』は従来から行っております①の相談対応・支援をはじめ、見守りネットワークに関する業務を継続して実施いたします。

『2) 権利擁護業務』については、①から⑧の事業を継続して実施いたします。

次に 4 ページをお開きください。

『3) 包括的・継続的ケアマネジメント』ですが、②の各高齢者支援センターが主催する地域ケア個別会議や圏域ケア推進会議の開催に向けた支援をしております。地域ケア推進会議につきましては、年 1 回開催することとしており、詳細につきましては議事(5)地域ケア会議において説明させていただきます。

『4) 在宅医療・介護連携の推進』については、昨年度に引き続き、①の医療と介護の多職種連携意見交換会で連携に対する課題の抽出等を行う予定で、年3回の開催を計画しております。在宅医療・介護関係者研修会も昨年度と同様、年1回の開催予定としております。

『5) 認知症施策の推進』の『①認知症地域支援推進員の配置』ですが、今年度人事異動により1人が他課へ異動し、4人となりましたので、所定の研修受講により、当課職員2人及び各高齢者支援センター職員の受講により新たに計14人を増員する予定です。

『②認知症ケアパス』につきましては、今年度は内容の見直しを行い、ケアパスの概要版を全戸配布する予定としております。

『③高齢者福祉合同研修会』についてですが、今年度は在宅医療・介護連携に関する内容で開催予定です。

『④認知症初期集中支援チーム検討会』は、支援チームの設置及び活動状況について検討するものです。今年度は2回の開催を予定しております。

『6) 生活支援サービスの体制整備』については、今年度、市内17地区において生活支援体制整備事業に係るワークショップを開催予定としております。

『(3) 介護予防・日常生活支援総合事業』の『1) 介護予防・生活支援サービス』につきましては、平成29年度末までの開始が義務づけられた事業で、当市では平成28年10月から開始しております。今年度も従来どおりの内容で継続して実施してまいります。

また、『2) 一般介護予防事業』の『④介護・認知症予防センター』については、平成32年度からの事業開始に向け、準備を進めてまいります。

次に5ページをご覧ください。

『(4) 家族介護支援事業』の『1) 認知症高齢者見守り事業』、①の認知症サポーター養成講座の普及ですが、国の認知症施策推進総合戦略、通称「新オレンジプラン」の数値目標引き上げを踏まえ、今年度は年間1,800人以上のサポーター養成を目標といたしました。

『④認知症フォーラム』は、前年度と同様、「公益社団法人認知症の人と家族の会青森県支部」に委託し、10月21日(日)に総合福祉会館で開催する予定です。

『(5) 指定介護予防支援事業』及び『(6) その他』につきましては、資料に記載されているとおりとなっております。

次に6ページをお開きください。

こちらは、八戸市地域包括支援センターと高齢者支援センターの役割分担となっております。主に市の地域包括支援センターでは、委託したセンターを統括し、委託型センターの指導・助言等の後方支援を行うほか、地域包括ケアシステムの構築のために、地域包括支援センターを中核として、国が重要施策として推進しております「認知症施策の推進」、「在宅医療・介護の連携推進」、「生活支援体制の整備」、「地域ケア会議の充実」、「新総合事業の多様なサービスの実施」等を重点的に取り組むこととしております。

次に7ページから8ページをご覧ください。

今年度の各高齢者支援センターの重点活動及び目標となります。各高齢者支援センターの活動の中で特に力を入れて取り組むこととなります。

以上で計画についての説明を終わらせていただきます。

■会長

ただ今の説明に対し、ご意見・ご質問はありませんか。

質問がないようですので、平成30年度の事業計画について事務局案のとおり承認することとよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

■工会長

ありがとうございます。それでは平成30年度の事業計画について承認することといたします。

(3) 平成 30 年度 委託型地域包括支援センター運営方針について

■会長

次に、(3)委託型地域包括支援センター運営方針について、事務局より説明をお願いいたします。

■事務局

それでは、平成 30 年度八戸市委託型地域包括支援センター運営方針について、ご説明いたします。資料 3 の 1 ページをご覧ください。

平成 30 年度の運営方針は、本年 1 月 29 日に開催された運営協議会において承認いただき、委託型地域包括支援センターである高齢者支援センターの運営方針としているところであります。運営方針の具体的な内容につきましては資料の中ほどから記載しておりますように、介護保険法施行規則 140 条の 67 の 2 第 1 号から第 9 号の規定を勘案して方針を示すこととされております。

資料の 2 ページ、3 ページをご覧ください。

この運営方針の 1 から 10 の項目については、介護保険法施行規則で示されている内容のほか、市として重点的に取組を進めたいと考えております「介護予防の推進」と「認知症総合事業推進」についての方針を加えております。内容については、記載のとおりとなっております。

平成 31 年度の運営方針についてですが、本年 7 月 4 日に厚生労働省から通知された「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化」において、「前年度における運営協議会での議論を踏まえ、センターの運営方針、センターへの支援・指導の内容を改善すること」とあること。また、高齢者支援センターを設置して 1 年目であり、改善等の必要も出てくると考えられることから、30 年度の実施結果を踏まえて作成し、今年度第 2 回の運営協議会においてご審議いただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で、平成 30 年度八戸市委託型地域包括支援センター運営方針、及び平成 31 年度の運営方針の予定について説明を終わらせていただきます。

■会長

今年度から委託型の高齢者支援センターがスタートしたわけですが、その運営方針に関する説明をいただきました。ただ今の説明に対し、ご意見・ご質問はありませんか。

質問がないようですので、平成 30 年度委託型地域包括支援センターの運営方針について、事務局案のとおり承認することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

■会長

ありがとうございます。それでは平成 30 年度委託型地域包括支援センターの運営方針について承認することといたします。

(4) 委託型地域包括支援センターの事業評価について

■会長

次に、(4)委託型地域包括支援センターの事業評価について、事務局より説明をお願いいたします。

■事務局

それでは、委託型地域包括支援センターの事業評価について、説明させていただきます。

資料 4 の 1 ページをご覧ください。

事業評価は、評価の結果を活かしてより良い運営活動に向けた取組を推進することを目的としております。

また、本年 4 月に施行された介護保険法等の一部を改正する法律により、市町村や地域包括支援センターはセンターの事業の評価を行うことが義務付けられました。評価は、全

国で統一した評価指標を使用して行うこととなっており、県を通じて厚生労働省に報告することになります。

事業評価の実施方針としましては、高齢者支援センターを運営する受託者自らが実施する自己評価と、自己評価をもとに書類審査を行い、書類審査を補完するため、自己評価の検証や好事例や課題の把握等の観点からヒアリングを実施し、その結果を運営協議会で審議していただく行政評価とで行うことを予定しております。

2 ページから 4 ページには評価指標を記載しております。評価項目は「組織運営体制等」、「個別業務」、「事業間連携」の大きく 3 つに分けられており、センターの指標は 55 項目となっております。

5 ページをご覧ください。

公表の実施方針ですが、公表に際しましては、市民の皆様に分かりやすいよう評価を 4 段階で数値化するなどして工夫してまいります。高齢化が進む中において、委託型地域包括支援センターである高齢者支援センターの機能強化が求められることから、事業評価の結果等を踏まえ、高齢者支援センターの業務改善や八戸市地域包括支援センターの後方支援の機能強化を図ってまいります。事業評価につきましては、来年度の第 1 回運営協議会においてご審議いただくことを予定しておりますので、よろしく申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。

■会長

今年度から高齢者支援センターがスタートしたわけですが、今後は受託者による自己評価と行政評価により事業評価を行い、機能強化を図っていくという説明でございました。

ただ今の説明に対し、ご意見・ご質問はありませんか。

質問がないようですので、委託型地域包括支援センターの事業評価について、事務局案のとおり承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

■会長

ありがとうございます。それでは委託型地域包括支援センターの事業評価について承認することといたします。

(5) 地域ケア会議について

■会長

次に、(5)地域ケア会議について、事務局より説明をお願いいたします。

■事務局

それでは、平成 30 年度地域ケア会議の方向性についてご説明いたします。

資料 5 をご覧ください。

資料中央に地域ケア会議に関するイメージ図を掲載してございます。

この会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法になります。高齢者支援センターの計画につきましては、地域ケア個別会議は年 6 回以上を開催予定とし、圏域ケア推進会議は年 2 回以上を開催予定としております。イメージ図の中央が高齢者支援センターの開催となります。この会議の積み重ねが、地域課題の把握となります。下に向かいます、「地域づくり・資源開発」の検討までが、圏域ケア推進会議のイメージとなり、参加者は多職種の関係者レベルとなります。

次に、地域包括支援センターの計画になります。地域包括支援センターにおきましては、地域ケア推進会議を年 1 回開催予定としております。イメージ図の一番下となりますが、地域ケア推進会議は市町村での開催となり、地域づくり・資源開発から政策形成までが地域ケア推進会議の担うイメージとなります。具体的には、当運営協議会の委員の皆様、

地域ケア推進会議の委員の兼務をお願いしたいと考えております。

流れといたしましては、高齢者支援センターによります圏域ケア推進会議での協議結果を運営協議会で委員の皆様にご審議いただきまして、その審議結果から高齢者支援センターの次年度の計画を検討するとともに、地域包括支援センターにおいては施策化を検討したいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

■会長

ただ今の説明に対し、ご意見・ご質問はありませんか。

今年度からの新しい取組ということになりますので、まずはやってみながら進めてまいりたいと思います。

質問がないようですので、平成30年度地域ケア会議の方向性について、事務局案のとおり承認することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

■会長

ありがとうございます。それでは平成30年度地域ケア会議の方向性について承認することといたします。

(6) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者の承認について

■会長

次に、(6)介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者の承認について、事務局より説明をお願いいたします。

■事務局

それでは、資料6「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者の承認について」をご覧ください。

本件は、「八戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」に基づき、指定介護予防支援の一部を委託する場合に、中立性及び公正性の確保を図る必要があるため、承認をいただくものです。

本日は、「1. 委託事業所」に記載しておりますとおり、新規の事業所として「居宅介護支援事業所キラキラ」より、業務を受託したい旨の届出がありましたので、ご審議をお願いいたします。

事業所の詳細といたしまして、「2. 職員に関する事項」となりますが、受託業務を実施する介護支援専門員は1人、勤務形態は常勤・専従、予防プラン作成経験年数は8年となっております。受持利用者数ですが、こちらは、担当している利用者の数となっております。また、給付管理件数は受持利用者数のうち、実際にサービスを利用している利用者の数となっております。平成30年6月1日現在、受持利用者数7人。うち、給付管理件数は6人となっております。事業所全体としての今後の受託可能件数は5件となっております。

次に、「3. 給付管理者数」についてですが、居宅介護支援事業所キラキラの介護支援専門員が受け持っている利用者の中で、実際にサービスの提供を受けられている方々の介護度を表したものとなっております。内訳はご覧のとおりとなっております。

最後に、「4. 委託事業所数」ですが、今回ご承認いただく事業所を含めると合計82事業所。今後の委託可能見込件数は、73件となっております。

以上で説明を終わります。

■会長

ただ今の説明に対し、ご意見・ご質問はありませんか。

質問がないようですので、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者に

ついて、承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

■会長

ありがとうございます。それでは介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者について承認することといたします。

(7) その他

■会長

議事は以上ですが、その他何かございますでしょうか。

特にないようであれば、これをもちまして議事を終了し、進行を事務局へお返しいたします。委員の皆様、本日は貴重なご意見をありがとうございました。

次第3. 閉会

■事務局

ご審議ありがとうございました。

次回の運営協議会は、平成31年2月15日の介護・高齢福祉専門分科会終了後に開催する予定でございます。

内容としましては、平成31年度委託型地域包括支援センター運営方針についての審議と地域ケア推進会議を予定しております。後日文書でご案内差し上げますので、よろしくお願いいたします。

次第7. 閉会

■司会（高齢福祉グループリーダー）

これをもちまして、平成30年度第1回八戸市地域包括支援センター運営協議会を閉会いたします。

委員の皆様、本日は大変お疲れさまでした。ありがとうございました。